

群馬大学先端科学研究指導者育成ユニットテニユア審査要項

平成24年 2月16日 制定

群馬大学先端科学研究指導者育成ユニット評価委員会決定

(趣 旨)

第1 この要項は、群馬大学先端科学研究指導者育成ユニットにおけるテニユアトラック教員のテニユア審査の実施に関し必要な事項を定める。

(テニユア審査)

第2 テニユア審査は、群馬大学先端科学研究指導者育成ユニット評価委員会（以下「ユニット評価委員会」という。）が行う。

2 テニユア審査とは、テニユア予備審査及びテニユア本審査をいう。

3 テニユア本審査は、テニユアトラック教員ごとに1回限り行う。

4 テニユア予備審査では、テニユアトラック教員の研究計画の進捗状況等を確認するとともに、研究調書に掲げられた目標等の達成状況及び研究活動の発展性を評価し、適切な助言を行う。

5 テニユア本審査では、テニユアトラック教員の研究計画の実施状況、研究内容の発想と展開の自立性、研究費に関する自立性、教育研究の指導力及びチームマネジメント能力等について評価し、専任教員としての適性を判定する。

(テニユア審査の項目)

第3 テニユア審査の項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 研究活動実績（テニユア本審査においては、ピアレビューによって評価を行う者（以下「ピアレビューアー」という。）による研究成果の評価を含む。）

(2) 外部資金獲得実績

(3) 教育活動実績

(4) 社会貢献活動実績

(5) マネジメント能力

(6) その他特記すべき事項

(テニユア審査の実施時期等)

第4 テニユア予備審査はテニユアトラック教員の着任した日の属する年度（以下「初年度」という。）から起算し4年度目の12月に、テニユア本審査は初年度から起算し5年度目の12月に行う。

2 前項の規定にかかわらず、テニユアトラック教員を専任教員として採用予定の部局等（以下「受入れ予定部局等」という。）において、専任教員の欠員が生じた場合に、受入れ予定部局等の長からの申請書（別紙様式1）及びテニユアトラック教員からの申請書（別紙様式2）に基づき、テニユア審査を行うことができる。

3 前項の規定によるテニユア本審査は、テニユアトラック教員から退職願の提出があった場合に限り行う。

(テニユア審査の方法)

第5 テニユア予備審査は、業績自己評価書（別紙様式3）及びヒアリングにより行う。

2 テニユア本審査は、前項に規定するもののほか、テニユア審査研究成果評価書（別紙様式4）により行う。

3 テニユア審査を受けるテニユアトラック教員は、業績自己評価書（別紙様式3）及び論文の別刷等の参考資料をテニユア審査を受ける2か月前までにユニット評価委員会に提出しなければならない。

(ピアレビューアーによる評価)

第6 テニユア本審査においては、テニユアトラック教員の研究成果について、ピアレビューアーによる評価を行う。

2 ユニット評価委員会委員長は、ピアレビューアーを3人選出するものとし、うち、1人は国外の研究者とする。

3 ピアレビューアーは、テニユア本審査の1か月前までにテニユア審査研究成果評価書(別紙様式4)をユニット評価委員会に提出しなければならない。

(審査委員会)

第7 テニユアトラック教員を審査するため、ユニット評価委員会にテニユア審査を受けるテニユアトラック教員ごとの審査委員会を置く。

2 審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織し、ユニット評価委員会委員長が指名する。

(1) ユニット評価委員会委員 2人以上

(2) アドバイザー又はメンター 1人

(3) 受入れ予定部局等の教員 2人

(4) その他ユニット評価委員会委員長が指名する者 若干人

3 審査委員会委員長は、ユニット評価委員会委員長が指名する者とする。

4 第2項の委員のうち1人以上は、学外者でなければならない。

5 審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことはできない。

6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、審査委員会委員長の決するところによる。

7 審査委員会の事務は、昭和地区事務部及び工学部事務部の協力を得て、研究推進部において処理する。

(テニユア審査結果の通知)

第8 ユニット評価委員会委員長は、審査結果通知書(別紙様式5)をテニユアトラック教員及び受入れ予定部局等の長にそれぞれ通知する。

(テニユア審査に対する異議申立て)

第9 第8の審査結果に異議があるテニユアトラック教員又は受入れ予定部局等の長は、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内にユニット評価委員会委員長に申立てをすることができる。

2 前項の異議の申立てを受けたユニット評価委員会委員長は、ユニット評価委員会において当該テニユア審査に関わる審査手続を精査するとともに、審査委員会委員長から審査に係る事情を聴取した上、審査過程の妥当性を審議し、異議申立者にその結果を原則としてテニユアトラック教員の任期が満了するまでに通知する。

(審査期間の延長)

第10 テニユアトラック教員が、育児休業、介護休業その他やむを得ない事情により、所定の期間にテニユア審査を受けることができない場合は、当該休業等期間に相当する期間を限度として、テニユア審査期間を延長してテニユア審査を実施することができる。

(雑 則)

第11 この要項に定めるもののほか、テニユア審査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年2月16日から施行する。